

三重県中東情勢の変化に伴う対策本部設置要綱

(設置)

第1条 米国とイスラエルによるイランへの攻撃と、それに伴うホルムズ海峡の事実上の封鎖等の中東情勢の変化（以下「中東情勢」という。）に伴う影響に対して、県内における産業や雇用を守り抜くための対策を速やかに実行に移すため、知事をトップとした関係部局長等で構成する対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、部局を越えた情報共有や対策の推進を図る。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 中東情勢に対する県内産業支援の推進に関すること
- (2) 中東情勢に係る情報の共有に関すること
- (3) その他必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事、危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、政策企画部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(会議)

第4条 対策本部の会議は、議長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 対策本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月27日から施行する。

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別表 1

本部長	知事
本部長代理	副知事、危機管理統括監
副本部長	政策企画部長
本部員	総務部長
	総務部デジタル推進局長
	東京事務所長
	地域連携・交通部長
	地域連携・交通部スポーツ推進局長
	地域連携・交通部南部地域振興局長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	環境生活部環境共生局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	